

発刊にあたって

平成14年10月に「浄化槽整備事業へのPFI手法導入ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を発行して以来、環境省をはじめ各地方公共団体、浄化槽関係業界、専門機関等から、当ガイドラインの適用や運用について、専門的な視点、又は法制度や技術等、多方面にわたるご質問やご意見、ご指導をいただきました。

平成15年度には、浄化槽整備事業としては全国として初めてとなるPFI事業が福岡県内の自治体において実施されました。また、他の事業分野においても、国や全国の地方自治体において、幅広く、多岐にわたってPFI事業が展開されています。

これらの経験に基づいて各方面からいただいた貴重なご意見、ご指導等を踏まえて、この度「ガイドライン」を補足するため、「浄化槽整備事業へのPFI手法導入ガイドライン解説」を発行することとしました。

「第1部 解説」の部では、その構成上の理由から、内容的にガイドラインと重複する事項も一部含まれております。「第2部 Q&A」の部は、新たにいただいた疑問や質問等を参考として作成いたしました。また、「第3部」には、平成15年度に実施した各市町村で実施されている浄化槽整備事業に関するアンケート調査の結果を掲載いたしました。

ガイドライン及び本書は、あくまでも各地域において浄化槽PFI事業を導入・推進するにあたって、参考の一つとしていただくために作成したものであります。したがって、具体的な事業の展開にあたっては、各地方公共団体の地勢的・社会的な事情、財政実情、関係事業者等の集積状況等の諸条件が異なることから、それらを十分に配慮の上、適用し、運用していただく必要があります。そのためにもできるだけ多くの関係者の方々にお目通しを願って、その趣旨を十分にご理解していただき、浄化槽が速やかに全国の広範な地域へ普及発展することを希望するものであります。

なお、各方面の多くの方々から貴重なご指導、ご意見をいただきましたことに対し、改めて御礼申し上げます。

今後、さらに多くの事業経験を重ねていく中で、新たな問題や課題が明らかになることが予想されます。これらの新しい事案につきましても適時・的確に対処できるよう、当連合会としても不断の努力、研鑽を続けてまいります。

関係各位のなお一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

平成18年11月

社団法人全国浄化槽団体連合会
会長 松下 鉄男

はじめに

1. 本書の構成

本書「浄化槽整備事業へのPFI手法導入ガイドライン解説」は、「第1部 解説」、「第2部 Q&A」及び「第3部 平成15年度浄化槽市町村整備推進事業に関するアンケート調査結果」から構成されている。

第1部は、既刊の「浄化槽整備事業へのPFI手法導入ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）をベースとして、具体的に事業を計画し、実施するにあたっての浄化槽PFI事業に関する基本的考え方や、浄化槽PFI事業を立案、実施するときの問題点、留意点等を示すものであり、ガイドラインの内容を補足するものである。

第2部は、全国の地方公共団体においてこの事業を推進するにあたって、市町村の担当者、PFI事業者、民間事業者等が当面する疑問、質問や課題解決に伝えるためのQ&A集である。

第3部は、現在浄化槽市町村整備推進事業を実施中の市町村に対して業務実施状況等を照会した結果を取りまとめたものである。

2. ガイドラインとの関係

本書の第1部は、基本的にはガイドラインの内容を補足するものであるが、実際の事例における経験を踏まえて作成した。各章の冒頭にガイドラインでの表現を枠内に再掲し、その表現に対して補充すべき内容を解説する形式をとっている。

実施方法等の位置付けについては、実施経験から既定の方法を一部変更したり、追加したりした箇所がある。

また、ガイドラインにおける文意が不分明とされる記述が一部に見受けられたため、当該部分を修正したものもある。その場合は、本解説の記述が優先するものとする。

3. その他

ガイドライン及び本書は、浄化槽市町村整備推進事業をPFI事業として計画・採択・実施しようとする市町村の担当者、PFI事業者として発意しこの事業に積極的に関与していこうとする民間事業者及び浄化槽を設置し快適な生活環境の整備を図りたいと望んでいる住民等、浄化槽整備を早急に促進しようとする多くの方々に参考にさせていただきたいと願っている。

ガイドラインと併せた本書の活用によって、浄化槽PFI事業が全国的に広く、かつ、迅速に推進され、さらには適正に維持管理されることを期待するものである。